

各 位

会社名 フクダ電子株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 孝太郎
(JASDAQコード6960)
問合せ先
役職・氏名 専務取締役 藤原 潤三
電 話 03-5684-1558

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は本日開催されました取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本書中の「株券」とは、株式にかかる権利をいいます。

記

1. 買付け等の目的

当社は、かねてより、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策として位置づけ、必要な内部留保を図りながら企業体質を充実・強化し、競争力のある事業展開、安定的な利益還元を継続して行うことを基本方針と定めております。

また、経営環境に応じた機動的な資本政策を可能とし、資本効率の向上と株主の皆様への利益還元を目的として、適宜、自社株式の取得を検討し、取締役会での決議に基づき、実施してまいりました。

かかる方針の下、当社の筆頭株主でありかつ主要株主であるアトミック産業株式会社（以下「アトミック産業」といいます。本日現在の保有株式数2,486,696株。発行済株式総数19,588,000株に対する割合12.69%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する比率の計算において同じ。））より、平成23年9月頃、その保有する株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。アトミック産業は、当社取締役社長である福田孝太郎及びその近親者が議決権の100%を直接保有する会社であります。

これを受け、当社としては、一時的にまとまった株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響を考慮し、また、安定的な株主構成の維持の観点から、当社が自己株式として買い受けることが適当であると判断いたしました。また、自己株式の具体的な取得方法としましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、平成23年11月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社

定款の規定に基づく、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、当社取締役社長である福田孝太郎は、アトミック産業の大株主であり、利益相反を回避し取引の公正を期する観点から、当社の立場においてアトミック産業との事前の協議及び交渉には参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加していません。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際しては、客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を引き続き保有する株主様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。さらに、本公開買付けは、アトミック産業以外の株主様にも応募の機会を提供するという観点から、1,400,000株（発行済株式総数に対する割合7.15%）を買付予定数の上限としております。

当社は、アトミック産業より、その保有する当社普通株式の一部である800,000株（発行済株式総数に対する割合4.08%）を本公開買付けに応募する旨の同意書を得ております。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方法については、現時点では未定であります。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

①取得する株式の種類：普通株式

②取得する株式の総数：1,400,000株

③株式の取得価格の総額：2,954,000,000円

④取得する期間：平成23年11月15日から平成24年1月31日まで

（注1）発行済株式総数：19,588,000株

（注2）発行済株式総数に対する割合：7.15%（小数点以下第三位を四捨五入）

（注3）取得する株式の総数は、取締役会において決議された取得する株式総数の上限株数であります。

（注4）株式の取得価格の総額は、取締役会において決議された株式の取得価格総額の上限金額であります。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

①取締役会決議日：平成23年11月14日（月曜日）

②公開買付開始公告日：平成23年11月15日（火曜日）

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

(電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>)

③公開買付届出書提出日：平成23年11月15日(火曜日)

④公開買付けの期間：平成23年11月15日～平成23年12月13日
(20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,110円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

買付価格の算定に際しては、当社普通株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が一般に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、買付価格の決定に際して、基礎となる当社普通株式の適正な時価として、市場価格の変動を考慮し、過去の一定期間における株価の推移を勘案のうえで、株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)ジャスダック市場における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成23年11月14日の前営業日(平成23年11月11日)の当社普通株式の終値2,223円、直近1カ月間(平成23年10月12日から平成23年11月11日まで)における当社普通株式の終値平均値2,289円(円位未満切捨)、及び直近3カ月間(平成23年8月12日から平成23年11月11日まで)における当社普通株式の終値平均値2,291円(円位未満切捨)を参考にいたしました。

一方で、当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益にも配慮し、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることといたしました。

ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることとし、取締役会開催日である平成23年11月14日の前営業日(平成23年11月11日)の当社普通株式の終値2,223円に対して5%のディスカウント率を適用し、平成23年11月14日に買付価格を2,110円(10円未満切捨)と決定いたしました。

なお、買付価格である2,110円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成23年11月14日の前営業日(平成23年11月11日)の大阪証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値2,223円に対するディスカウント率5.1%(小数点以下第二位を四捨五入)、直近1カ月間における当社株式の終値平均値2,289円(円位未満切捨)に対するディスカウント率7.8%(小数点以下第二位を四捨五入)、直近3カ月間における当社株式の終値平均値2,291円(円位未満切捨)に対するディスカウント率7.9%(小数点以下第二位を四捨五入)となります。

②算定の経緯

当社は、かねてより、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策として位置づけ、

必要な内部留保を図りながら企業体質を充実・強化し、競争力のある事業展開、安定的な利益還元を継続して行うことを基本方針と定めております。

また、経営環境に応じた機動的な資本政策を可能とし、資本効率の向上と株主の皆様への利益還元を目的として、適宜、自社株式の取得を検討し、取締役会の決議に基づき実施してまいりました。

かかる方針の下、当社の筆頭株主であり、かつ主要株主であるアトミック産業（現在の保有株式数2,486,696株。発行済株式総数に対する割合12.69%）より、平成23年9月頃、その保有する株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社としては、一時的にまとまった株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響を考慮し、また、安定的な株主構成の維持の観点から、当社が自己株式として買い受けることが適当であると判断いたしました。また、自己株式の具体的な取得方法としましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、平成23年11月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、当社取締役社長である福田孝太郎は、アトミック産業の大株主であり、利益相反を回避し取引の公正を期する観点から、当社の立場においてアトミック産業との事前の協議及び交渉には参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。また、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が一般に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、買付価格の決定に際して、基礎となる当社普通株式の適正な時価として、市場価格の変動を考慮し、過去の一定期間における株価の推移を勘案のうえで、大阪証券取引所ジャスダック市場における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成23年11月14日の前営業日（平成23年11月11日）の当社普通株式の終値2,223円、直近1カ月間（平成23年10月12日から平成23年11月11日まで）における当社普通株式の終値平均値2,289円（円位未満切捨）、及び直近3カ月間（平成23年8月12日から平成23年11月11日まで）における当社普通株式の終値平均値2,291円（円位未満切捨）を参考にいたしました。

一方で、当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益にも配慮し、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることにいたしました。

ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることとし、取締役会開催日である平成23年11月14日の前営業日（平成23年11月11日）の当社普通株式の終値2,223円に対して5%のディスカウント

率を適用し、平成23年11月14日に買付価格を2,110円（10円未満切捨）と決定いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 超過予定数	計
普通株式	1,400,000株	－株	1,400,000株

(注1) 応募上場株券等の総数が買付予定数（1,400,000株）を超えない場合は、応募上場株券等の全部の買付けを行います。応募上場株券等の総数が買付予定数（1,400,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、上場株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

(5) 買付け等に要する資金

2,976,000,000円

(注) 買付代金（2,954,000,000円）、買付手数料及びその他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他の必要書類の印刷費用等についての見積もり額を合計したものです。

(6) 決済の方法及び開始日

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

②決済の開始日 平成24年1月10日（火曜日）

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る上場株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(i) 日本の居住者である個人の場合

本公開買付けにより交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の起因となった株式に

対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税され、当該みなし配当の額に7%を乗じた額の所得税、及び3%を乗じた額の住民税が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、当該みなし配当の額に20%を乗じた金額の所得税が源泉徴収されます（住民税は徴収されません）。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は申告分離課税の適用対象となります。

(ii) 法人株主の場合

本公開買付けにより交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合には、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として、当該額に7%を乗じた所得税が源泉徴収されます。

なお その場合、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、公開買付代理人に対して平成23年12月13日までに租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成24年1月6日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

※ 課税関係の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(7) その他

①本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の

署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、当社の筆頭株主でありかつ主要株主であるアトミック産業から平成23年11月14日付で、本公開買付けに対して、同社が保有する当社普通株式2,486,696株。（発行済株式総数に対する割合12.69%）のうち、800,000株（発行済株式総数に対する割合4.08%）を本公開買付けに応募することを内容とする同意書の提出を受けております。

（ご参考）平成23年11月14日時点の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く）：17,196,605株

自己株式数：2,391,395株

以上